

税法上の障害者控除 認定について

- ▼ 次該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することで、障害者控除を受けることができます。
税の申告に必要な方は次のおり申請してください。
- ▼ 対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方。（要支援1・2の方は除きます。）
- ▼ 申請者 本人または本人を扶養申告する方
- ▼ 申請期間 2月1日(水)～3月14日(火)

- ▼ 交付手数料 無料
- ▼ 必要書類 介護保険被保険者証・印鑑・本人以外が申請する場合は身分を証明するもの（運転免許証等）
- ※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。
- ※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳で税の申告を行ってください。
- ▼ 申請・問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎726910



福祉タクシー利用券 の交付申請について

- 「那須町福祉タクシー利用券」の平成29年度分の交付申請の受け付けを行います。なお、平成28年度中に申請をされた方には申請書を郵送しますのでご確認ください。（2月中旬頃発送予定）
- ▼ 交付対象者
 - ① 重度、心身障害者
 - ・ 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
 - ・ 療育手帳A1またはA2をお持ちの方
 - ② 精神障害者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 - ③ 高齢者世帯
 - ・ 満75歳以上のひとり世帯または75歳以上の方だけで世帯を構成している方

- ▼ 申請に必要なもの
 - ① 印鑑
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ③ 高齢者世帯の場合は、「75歳以上の高齢者のみの世帯」であることの民生委員の証明（※生活実態が住民登録と異なる場合は交付対象外となります。）
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼ 申請・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎726917



みんなで考えよう 高齢者虐待のこと

高齢者に対して心身を傷つけるような言動や、人権侵害をすることを「高齢者虐待」といいます。

高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は通報する義務があることを定めています。早期に発見し早期に対応することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を受けている方、虐待していると思われる行為を見た方、あるいは介護などをしていていけれど、ストレスがたまり虐待をしてしまう心配があるという方は、ご連絡ください。いただいた情報や秘密は守ります。

虐待の種類

- ▼ 身体的虐待
傷が残るようなけがをさせたり、体に苦痛を与えたりすること。

また、外出を制限し、外部との接触をさせないこと。

▼ 介護の放棄・放任（ネグレクト）
適切な衣食住の世話をしないことや、室内の環境が悪い、病気をしても病院に連れて行かないこと。

心理的虐待

無視をしたり暴言を発し、高齢者を心理的に不安定にさせること。

性的虐待

本人が嫌がる性的行為をしたり、裸で放置したりすること。

経済的虐待

本人の了承無しに年金を使ったり、財産を処分したりすること。また、日常生活などに必要なお金を使わせないこと。

問合せ

○保健福祉課地域支援係

☎726910

○那須町地域包括支援センター

☎711138

住基ネットワークシステムが一時停止します

住民基本台帳ネットワークシステム改修のため、2月16日(水)は、次の業務が停止します。

▼対応できない業務

- ・ マイナンバー（個人番号）カードの交付ができません。ただし受け付けは行います。
- ・ 町外に住所を登録されている方が那須町役場で取得できる、広

域住民票の交付ができません。

- ・ 住民基本台帳カードおよびマイナンバーカードを利用した、特例転入・転出ができません。

▼問合せ 住民生活課住民年金係

☎726908

